広島県告示第二百七十六号

平成二十七年広島県告示第二百六十号（口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報の項目		開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
試験等の名称	開示する内容		
（略）	（略）	（略）	（略）
製菓衛生師試験	（略）	（略）	（略）
ふぐ処理者試験	同右	同右	同右
（略）	（略）	（略）	（略）
准看護師試験	同右	同右	医療介護基盤課
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報の項目		開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
試験等の名称	開示する内容		
（略）	（略）	（略）	（略）
製菓衛生師試験	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
准看護師試験	同右	同右	医療介護人材課
（略）	（略）	（略）	（略）